

高病原性鳥インフルエンザの県内発生に伴う経済変動により影響を受けた
中小企業者の皆様へ融資制度のご案内
【地域経済変動対策資金】

**12月1日
取扱開始**

制度の内容

経済変動事象：令和4年度高病原性鳥インフルエンザの県内発生

融資対象者：令和4年11月30日に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの影響を受けた県内中小企業者等で、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの1か月の売上高又は売上高の見込みが前年同月の売上高に比べ5%以上減少している者

資金用途：運転資金、設備資金又は借換資金

※借換資金は、新規の借入に併せて保証付の既往借入金を取りまとめる場合に限る。

融資限度額：2億8千万円

融資期間：10年以内（据置3年以内含む）

融資利率：年1.43%（変動金利。令和4年10月1日現在の利率。）

保証：信用保証協会の保証が必要

保証料率：0.23%～0.68%（9段階）

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。

【取扱期間】 令和4年12月1日（木）から令和5年3月31日（金）融資申込受付分まで

申込み窓口

最寄りの金融機関、商工会議所、商工会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会

お問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課 （電話）0857-26-7249（ファクシミリ）0857-26-8117